

## 社団法人高知県子ども会連合会指導者認定要綱

### 1. 要綱の趣旨

この要綱は、高知県子ども会連合会（以下「高子連」という。）の指導者認定基準、認定手続き及び全国子ども会連合会（以下「全子連」という。）の集団指導者の認定手続き等を定め、高子連及び全子連の指導者認定を推進し、子ども会活動の活性化を図る。

### 2. 高子連指導者認定基準

高子連指導者認定基準は、別表に定めるとおりとする。

### 3. 認定基準の対象となる講習会・研修会

別表に定める認定基準の時間の対象となる講習会・研修会等は、次の各号に該当する講習会・研修会等とする。

#### (1) 高知県教育委員会及び子ども会連合会等の主催する次の講習会・研修会

- ① 高知県教育委員会主催  
サークル活動指導者研修会  
ボランティア養成講座
- ② 子ども会連合会等主催  
全国子ども会中央会議  
中国・四国地区子ども会育成研究協議会  
高知県子ども会育成中央会議  
高知県子ども会ジュニア・リーダー講習会  
シニア・リーダー会議

#### (2) 高子連ブロック、市町村子連及び市町村の主催する子ども会等指導者研修会等

#### (3) その他高子連が特に認める講習会・研修会

### 4. 高子連指導者認定の手続き

- (1) 指導者認定は、別記様式1の「指導者研修記録カード」に基づき行う。
- (2) 前記3に定める認定基準の対象となる講習会・研修会の受講者は、その都度「指導者研修記録カード」に、市町村子連又は高子連の確認を受ける。
- (3) 各人の「指導者研修記録カード」に基づき、認定基準に該当すると認められる者について、市町村子連は、別記様式2の申請書に当該「指導者研修記録カード」を添えて高子連に申請する。
- (4) 高子連は、研修部で申請内容を審査し、適格者に対し認定証及び指導者帽を交付する。

### 5. 高子連指導者認定の特例措置

前記2～4の規程にかかわらず、高子連指導者として手腕、力量ともに適格と認められる者については、市町村子連又は高子連の推薦に基づき、高子連研修部の審査を経て、認定することができる。

### 6. 全子連集団指導者認定手続き

- (1) 高子連指導者認定を受けた者が、全子連集団指導者認定基準を満たしたときは、市町村子連

の内申に基づき、高子連研修部の審査を経て、全子連へ申請する。

(2) 全子連集団指導者の適格者の認定は、「指導者研修記録カード」に基づき行うものとし、市町村子連から高子連への内申手続きは、高子連指導者認定に準ずる。

(3) 全子連集団指導者に認定された者に対しては、全子連の認定証に添えて集団指導者のバッヂを交付するとともに高子連の集団指導者名簿に登録する。

#### 7. 適用時期

(1) この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

(2) 経過措置

この要綱適用前における認定基準対象の講習会・研修会等の受講者は、市町村子連又は高子連において確認できるものについて、平成8年4月1日以降の受講と見做すことができる。

別表「高子連指導者認定基準」

項 目	時間
子どもの理解	3
少年教育の意義	2
集団の基礎理論	3
子ども会の組織と運営	2
子ども会活動のプログラム	6
指導者の役割と機能	2

項 目	時間
育成会の役割と機能	1
子ども会と安全	5
子ども会をとりまく課題	3
子ども会活動の実技	3
計	30